

金融商品取引法における特定投資家区分への移行「期限日」について

当社では、金融商品取引法上の特定投資家区分への移行に関する期限日を、以下のとおり定めております。

3月31日及び9月30日のうち、承諾日から起算して1年以内に到来するいずれか遅い日
(土曜、日曜、祝祭日及び当社所定の休日である場合を含みます。)

金融商品取引法上、お客様は「契約の種類」(金融商品取引業等に関する内閣府令第53条)ごとに「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」(以下「一般投資家」といいます。)に区分されます。

特定投資家制度では、お客様が特定投資家に該当される場合には、当社に金融商品取引業者として課されている「契約締結前の情報提供義務」などの行為規制の一部が適用除外となります。

金融商品取引法においてお客様が「特定投資家」から「一般投資家」への移行又は「一般投資家」から「特定投資家」への移行が認められている場合で、お客様からのお申出に対し所定の手続きを経て当社が承諾をした場合には、「特定投資家」から「一般投資家」へ、又は「一般投資家」から「特定投資家」への移行が認められる場合があります。

「一般投資家」から「特定投資家」への移行の有効期間は原則として1年とされていますが、金融商品取引業者は一定の日を定めて、その日を投資家区分移行の「期限日」とすることができるとされており、当社におきましては上記のとおり期限日を定めております。なお、「一般投資家」から「特定投資家」へ移行を行ったお客様は、期限日に関わらず、お申出によりいつでも一般投資家に戻ることができます。

「一般投資家」から「特定投資家」への移行を行った場合、期限日の翌日以降は、「一般投資家」に戻りますので、お客様が期限日以後も「特定投資家」であることを希望される場合は、再度お申出が必要となります(自動更新はできません。)。再度のお申出は、原則期限日の1か月前から可能です。

以上